

令和 7年度

昭和農業振興地域整備計画の変更理由書

整備計画の変更を行う理由

昭和村では、農業経済事情の変動その他情勢の推移により法第13条1項に基づき整備計画を変更する必要性が生じたので今回やむを得ず整備計画の変更を行う。

地域名 昭和地域

群馬県利根郡昭和村

昭和農業振興地域整備計画の変更理由書

1 農業振興地域整備計画を変更する理由

今回、地域農業者の意向の把握を行うために受け付けた除外の申し出を踏まえ、経済事情の変動その他情勢の推移による住宅等の個別開発ニーズに適切に対応する必要があると判断されることから、昭和農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更を行うものです。

2 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する理由

(1) 農用地区域への編入

No.	土地の所在・地番	地目	面積(m ²)	編入後の用途	編入する理由	根拠条項

※根拠条項欄中の「法」とは「農業振興地域の整備に関する法律」、「令」とは「同法施行令」、「規則」とは「同法施行規則」をいう（以下同じ）。

(2) 農用地区域からの除外

No.	土地の所在・地番	地目	面積(m ²)	除外後の用途	除外する理由	根拠条項

(3) 農用地区域内における用途変更

No.	土地の所在・地番	地目	面積(m ²)	変更前の用途	変更後の用途	用途変更する理由
1	昭和村大字赤城原字中原845番14	畑	1,584.0	畑	農業用施設用地	育苗施設

入力部分

(1) 農用地区域への編入

畑計	m ²
田計	m ²
樹園地計	m ²
合計	0.00 m ²

(2) 農用地区域からの除外

畑計	m ²
田計	m ²
樹園地計	m ²
合計	0.00 m ²

(3) 用途変更（農業用施設等）

畑計	1,584.00 m ²
田計	m ²
樹園地計	m ²
合計	1,584.00 m ²

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ha

地区区域	区域	変更内容				増減	備考
		変更前の面積	変更後の面積	農用地区域から除外する面積	農用地区域に編入する面積		
A-1	糸井地区	268.33	268.33			0.00	
A-2	貝野瀬地区	203.80	203.80			0.00	
A-3	生越地区	152.68	152.68			0.00	
A-4	赤城地区	328.38	328.38			0.00	
A-5	開拓地区	340.35	340.35			0.00	
B-1	椽久保地区	94.54	94.54			0.00	
B-2	森下地区	195.52	195.52			0.00	
B-3	川額地区	217.35	217.35			0.00	
B-4	松ノ木平地区	153.01	153.01			0.00	
B-5	赤城原地区	330.78	330.78			0.00	農業用施設用地 0.16ha
計		2284.74	2284.74	0.00	0.00	0.00	

注：単位はhaとし、小数点以下第2位まで表示する。

なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

2 農用地区域の概要

(変更前)

農振区域内において、農用地等約 2,284.74 haについて農用地区域を設定し、うち約 2,200.28 haを農地、39.00 haを採草放牧地、約 0.00 haを混牧林地、及び約 45.46 haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

(変更後)

農振区域内において、農用地等約 2,284.74 haについて農用地区域を設定し、うち約 2,200.12 haを農地、39.00 haを採草放牧地、約 0.00 haを混牧林地、及び約 45.62 haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。